

新たな留学生政策の展開について  
(~~中間報告~~答申案)

～ 留学生交流の拡大と質の向上を目指して ～

平成15年 月 日

中央教育審議会

## 目次

中央教育審議会「新たな留学生政策の展開について」(~~中間報告~~答申案)

はじめに	1
1 留学生交流の意義(理念)	3
2 留学生交流の現状と課題	5
3 新たな留学生政策の基本的方向	7
4 具体的な施策の展開	10
(1) 大学等における <del>教育研究の高度化</del> <u>受入れ体制の質的充実</u> と 国際競争力の強化	10
(2) 多様な教育、研究に対するニーズに応じた海外留学の支援	13
(3) 渡日前から帰国後に至る体系的な留学生受入れ支援体制の充実	14
(4) 高校生留学の推進	20

新たな留学生政策の展開について（~~中間報告~~答申案）  
～ 留学生交流の拡大と質の向上を目指して ～

はじめに

我が国は昭和58年にいわゆる「留学生受入れ10万人計画」を策定し、留学生の受入れの拡大と、総合的な留学生政策の実施に取り組んできた。その結果、我が国の大学~~学部~~、~~大学院~~、~~短期大学~~、~~高等専門学校~~、~~専門学校（専修学校専門課程）~~等（以下、「大学等」という。）で学ぶ留学生の数は、平成~~14~~15年5月には~~95,550~~109,508人に達し、平成~~15~~年には、目標の10万人を超えるのは確実な状況にあるている。また、大学等への進学などを目指し我が国の日本語教育機関で学ぶ外国人学生の数も大幅に増え、平成14年7月には39,205人を数えるに至っている。

一方、我が国から外国に留学する日本人学生の数も着実に増え、平成12年には主要32か国だけで76,464人に達している。

留学生の受入れと派遣は、我が国が目指す国際的に開かれた社会の実現に大きく貢献する事業である。また、留学生の交流は我が国と諸外国との間の人的ネットワークを形成するとともに、相互理解と友好関係の深化を促すものである。特に、我が国の大学等に強く求められている一層の国際化や、国際競争力の強化のためには、諸外国との知的交流の深化にもつなげる留学生交流の拡大が極めて重要である。

このような認識の下、本審議会は、平成14年11月28日に大学分科会の下に留学生部会を設置し、新たな留学生政策の在り方について鋭意検討を重ねてきた。

審議を通じて本審議会は、留学生交流の双方向での拡大が時代の要請である中で、日本から諸外国に留学する日本人学生についてはこれまで必ずしも明確な留学生政策に基づく支援策が講じられてこなかったという点に留意した。

また、留学生の数の拡大はそれ自体望ましいとしながらも、安易な数の拡大が招きかねない大学等の受入れ体制、教育研究内容、学生等の質的低下につい

ても指摘し，必要な施策について意見を交わした。

さらに，平成16年4月には，独立行政法人日本学生支援機構が設立され，日本人学生，外国人留学生等を対象とした総合的な支援体制が確立される予定となっていることなども視野に入れて審議を進めてきたところである。

本審議会は，本年10月，「中間報告」を公表し，各界各層から広く意見を求め，それらを踏まえつつ，更に審議を深めてきた。

このたび，本審議会は，以上のような点を勘案しつつ，中長期的な施策の方向性を見据えた上で，我が国への留学生数が少なくとも3万人程度増加することが見込まれる，今後5年程度を目途に，できるだけ早期に実現すべき施策について，「中間報告」として取りまとめた結論を得たので，ここに答申を行うものである。

~~本審議会においては，この「中間報告」に対して各界各層から広く意見を頂いた上で，それらを踏まえつつ，更に審議を深めることとしたい。~~

## 1 留学生交流の意義（理念）

（諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成）

留学生の受入れ・派遣を通じた留学生交流は、グローバル化する経済・社会の中でますます重要となる我が国と諸外国との間の親密な人的ネットワークを形成するとともに、相互理解の増進や友好関係の深化を図る上で、非常に効果的である。特に、我が国から帰国した留学生は、政治・経済・学術等様々な分野で相手国と我が国との懸け橋として対日理解、友好関係の促進に貢献することが期待される貴重な人材であり、こうした人的ネットワークは、我が国が安定した国際関係を築く上での基礎となるものである。

（国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現）

日本人の海外留学は、多様なニーズに応じた教育研究の機会を提供するものである。特に、経済・社会のグローバル化に伴い求められる外国語運用能力の向上をはじめ、国際社会の一員としての日本に対する理解の深化、異なる文化に柔軟に対応できる能力を備えることを可能とするものである。

さらに、世界各国から優秀な学生が集まる外国の大学等において、国際的な競争環境の中で切磋琢磨<sup>さたく</sup>し、学習や研究に打ち込むことは、真に国際的に通用するリーダーとなる日本人の育成につながるものである。

また、多くの日本人が我が国に受け入れた留学生との交流を通じて、多様な価値観、発想、習慣等に触れる機会を日常的に持つことや、留学後も引き続き我が国において就職した留学生が活躍することなどにより、国際的に開かれた活力ある社会の実現が期待される。

（我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化）

我が国の大学等が、留学生の受入れ・派遣を進めることは、世界的な広い視点に立って大学等の教育研究の内容や水準を改善することを促す。そして、留学生自身の活力や異文化との交流、国際的な競争環境の形成等を通じて、大学等の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を促進するものであり、ひいては、我が国の科学技術、産業等の国際競争力の維持、向上に資するとともに、我が国の文化の進展等にも寄与するものである。

(国際社会に対する知的貢献)

外国人留学生の受入れは、諸外国の人材を我が国において育成することを通じた知的国際貢献である。また、各国の英知を結集し人類共有の知的財産を創造することや我が国で学んだ留学生が母国で指導的立場で活躍することなどにより、国際社会における我が国の知的存在感を増大させるものである。

## 2 留学生交流の現状と課題

(世界の留学生数の動向等)

主要50か国における外国人留学生数(当該国に受け入れた当該国外からの留学生数)の総計は、国際的な経済・社会のグローバル化を反映し、1988年から1998年の10年間に、約94万人から約161万人へと約7割増加している。この間の留学生数を国別に見ると、アメリカ合衆国が約37万人から約49万人に、イギリスが約7万人から約22万人に、オーストラリアが約2万人から約7万人に、フランスが約13万人から約15万人に、ドイツが約9万人から約17万人に増えており、英語圏を中心に外国人留学生の受入れについて高い増加を示している。

これらの国々においては、近年、諸外国との相互理解の増進、大学等の国際競争力の強化等の観点から、外国人留学生の受入れに戦略的に取り組んでいる。また、アジアにおいても世界トップクラスを目指す高等教育機関が出現するなど、留学生の受入れ促進は各国共通の課題となっている。

(留学生数の現状)

我が国が受け入れている外国人留学生の数は、近年大きく増加しており、平成~~14~~15年5月1日現在、~~95,550~~109,508人で、過去最高となっている。そのうち国費留学生は、~~9,009~~9,746人であり、全体の約1割を占めている。留学生全体の9割以上はアジアからの留学生であり、中国の~~58,533~~70,814人を筆頭に韓国、台湾を加えると全体の8割に達している。これらの留学生の多くは、学位の取得を目指している。一方、いわゆる短期留学生の数は、~~6,171~~6,750人で、全体の~~6.56~~6.2%となっている。

また、学校種別では、大学の学部が52,981人で全体の約半数を占めており、次いで大学院が28,542人、専門学校が21,233人、などとなっている。

海外に留学する日本人の数は、年々着実に増加し、平成12年には、主要32か国で、76,464人となっている。しかし、このうち国からの支援を受けて留学している者の数は、極めて少ない。留学先を地域別に見ると、全体

の6割は北アメリカへの留学生であり，これにヨーロッパへの留学生を加えると全体の約8割に達している。

以上のように，我が国に受け入れた外国人留学生及び海外へ留学した日本人学生の数は増加している。しかし，我が国の大学等の在学者全体に占める割合で見ると，受入れは2.6%，派遣は1.5%にすぎない。これを国際的に比較すると，例えば，フランスでは，受入れは7.6%，派遣は2.6%となっており，我が国の水準は，まだ十分とは言えない。

（受入れ中心から相互交流重視へ）

諸外国との間の相互理解の増進，友好関係の深化を図るという意味では，本来，留学生交流は，双方向の相互交流であることが望まれる。しかし，我が国の留学生政策においては，国際貢献という観点から，特に途上国からの留学生受入れに重点が置かれてきており，日本人の海外留学についての政策的な対応は十分取られてきたとは言えない。また，地域別の留学生数を見ると，受入れはアジア中心，派遣は欧米中心であり，均衡が取れていない。

（留学生の急増に伴う質への懸念）

最近の受入れ留学生数の変化を見ると，~~4~~5年前の平成10年には，51,298人であり，この~~4~~5年間におよそ2倍という急激な増加が見られる。増加した留学生のほとんどは私費留学生であり，かつ約8割は中国からの留学生という状況である。

この背景には，中国をはじめとするアジア諸国の著しい経済成長に伴う大学等への進学意欲の拡大，我が国の18歳人口の減少等に伴う我が国の大学等の積極的な留学生の受入れ姿勢，入国在留審査における諸手続の簡素化などが考えられる。

このような状況の中で，各大学等においては，入学者選抜，教育研究指導，在籍管理などの受入れ体制を十分に整えることなく，安易に留学生を受け入れ，結果として学習意欲等に問題のある留学生を在学させているのではないかと，いう懸念が増している。さらに，一部の留学生による不法就労などの問題も表面化している。



### 3 新たな留学生政策の基本的方向

#### (留学生交流の一層の推進)

経済・社会のグローバル化が今後ますます進展することが予想される中で、我が国が諸外国との友好関係を維持するとともに、国際競争力を強化していくためには、留学生交流は今後ますます重要性を増すと考えられる。

同様の観点から、平成12年4月に開催されたG8(注)教育大臣会合においては、今後10年間で学生、教員等の流動性の倍増を目標とする合意がなされている。

我が国の留学生交流の現状を見ると、特に受入れについては、いわゆる「留学生受入れ10万人計画」で目標としていた水準に達しつつあるを超えている。しかし、大学等の在学者数に占める留学生数の割合は、受入れ・派遣とも欧米先進国と比較して低い水準にあることなどから、留学生交流を更に推進し、我が国の大学等の国際化を進めていく必要がある。

#### (注) G 8

日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシアの主要8か国を指す。

#### (各大学等の取組を基本とした交流の拡大)

留学生の受入れが10万人に達しようとするを超えている状況を踏まえ、今後の留学生交流の推進においては、国のみならず各大学等がより主体的な役割を果たし、各大学の特色を發揮した形で優秀な留学生の受入れ、日本人学生の派遣に努めるべきである。国はそのような各大学等の取組を支援するという考え方に立って留学生交流の拡大を図っていくべきである。

特に、留学生の受入れに関しては、我が国の大学等が日本人学生にとっても留学生にとっても魅力あるものであることが不可欠の条件である。そのため、各大学等において教育研究内容の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化、留学生交流の実施体制の充実を図ることが必要である。

(日本人の海外留学への支援)

これまでの留学生政策は、国際貢献という観点から外国人学生の受入れに重点を置いたものであった。しかし、今後は、諸外国との間の相互理解の増進、友好関係の深化という観点から、交流という面をより重視していくべきである。

取り分け、現在日本人学生の海外留学に対する国の支援は限られたものでしかない。しかし、我が国の国際競争力の強化やグローバル化した社会で活躍できる人材を育成するという観点から、より多くの日本人学生が短期留学も含め何らかの形で海外留学を経験することが望ましく、国として、それを推進する必要がある。

また、最先端の教育研究活動を行う海外の大学において、日本人学生が国際的な競争環境の中で学習や研究を行うことは極めて有意義であり、国としてこれを支援していく必要がある。

(留学生の質の確保と受入れ体制の充実)

近年、留学生の受入れが急激に増加していることに伴い、各大学等における入学者選抜、教育研究指導、在籍管理等の面において、留学生の増加に対応した体制を十分に取らず、その結果、真に勉学・研究を目的としているか否かなど、留学生の質の問題に対する懸念が増している。

留学生の受入れ体制の充実については、各大学等において主体的に責任を持って取り組むべき課題であるが、特に学生数の確保という観点からのみ安易に留学生を受け入れることは、厳に慎むべきである。

また、国がとしても、留学生に対する各種の支援策を講ずるに当たっては、各大学等の留学生の質の確保のための取組を促すようにすべきである。とともに、関係省庁との連携の下、留学生の質の確保のための取組を強化すべきである。

~~その際、受け入れる留学生の~~なお、留学生の質については、最低限の質の確保だけでなく、より積極的に世界各国から優秀な留学生をいかに日本に引き付けるかという観点も重要である。

(日本学生支援機構設立等による支援体制の強化)

平成16年4月に、現在、特殊法人日本育英会が実施している日本人学生へ

の奨学金の貸与事業と、(財)日本国際教育協会、(財)内外学生センター、(財)国際学友会及び(財)関西国際学友会が実施している留学情報の収集・提供、「日本留学試験」の実施、留学生宿舍の設置・運営、日本語予備教育、国による外国人留学生への奨学金の給付事業などを統合して、日本人学生と外国人留学生の双方に対する支援業務を統一的視点から総合的に実施する機関として、独立行政法人日本学生支援機構が設立されることとなっている。

留学生に対する各種の支援業務は、今後、日本学生支援機構を中核として総合的に実施する体制が確立されることになり、留学生に対するきめ細やかで充実した支援が行われることが期待される。また、各大学等の留学生関連業務に対する支援・協力も強化されるべきである。

文部科学省においては、日本学生支援機構との連携協力を図りつつ、留学生政策の企画調整機能の充実を図るとともに、外務省をはじめとする関係省庁との一層の連携の下、政府一体となった留学生政策を展開すべきである。さらに、企業、地方公共団体、各種民間団体等とも連携し、社会全体として留学生を受け入れる環境を構築すべきである。

## 4 具体的な施策の展開

### (1) 大学等における教育研究の高度化受入れ体制の質的充実と国際競争力の強化

#### (留学生交流の実施体制の確立)

留学生交流は、大学等の国際化、国際競争力の強化にかかわる重要な戦略としてとらえるべきものである。各大学等においては、留学生交流に組織的に対応するため、学長等のリーダーシップの下に、各教育機関としての明確な留学生受入れ・派遣に関する方針を定めるべきである。――

また、外国人留学生については、入学者選抜、教育研究指導、生活支援などにおいて、留学生に固有の業務、様々な配慮が必要であり、その上で、留学生センター等を中心として専任の部局を設けるなどして、学内の関係部局が一致協力し、留学生交流を着実に実施できる体制を確立すべきである。――

その際、留学生の学業や日常生活を支援するチューター等の充実や、日本の社会や文化にうまく適応できずストレスを抱える留学生に対して、心のケアを行う専門家によるカウンセリング等の体制整備が重要である。

#### (特色のある教育内容の一層の充実)

多くの優れた留学生を日本にひきつけるためには、まず何よりも大学等の教育研究内容が質の高い充実したものにならないといけない。現在、各大学等においては、教育内容や教育方法の改善に積極的に取り組んでいるが、さらに国際的な通用性・共通性のある、日本人学生にとっても外国人留学生にとっても魅力のある教育研究が行われていく必要がある。

その上で、外国語による授業や試験の実施、秋季入学の導入など、外国人留学生に配慮した教育プログラムの実施を拡大するとともに、インターネット等を活用した遠隔地での教育研究指導の実施についても検討すべきである。また、学位授与の改善を引き続き進めるとともに、我が国の大学と外国の大学の双方で学位を得られるようなプログラムの開発についても期待される。

さらに、外国人留学生にもインターンシップの機会を提供することなどにより、教育効果をより高めるとともに、日本の経済、社会、文化などに対する外

国人留学生の理解を深めることや、日本人学生と外国人学生の双方に対して、共同学習・活動等を通じた異文化理解促進のための教育を充実させることも重要である。

(国際化に対応した教員、職員の採用と外国語運用能力の向上)

大学等の国際化を進めるためには、教員の公募の対象を、我が国で学位を取得した留学生を含め海外に拡大することなどにより、優秀な外国人教員の積極的な採用を進め、教員構成の国際化を推進することが求められる。また、日本人教員の採用の際にも、豊富な留学経験や海外での活躍の実績を加味することが望まれる。このような多様な教員の参画により、留学生に対して教育研究のみならず生活面での指導の充実が図られ、より留学生のニーズにこたえるものになると考えられる。

また、事務職員についても、外国語運用能力や国際経験のある職員を採用したり、留学業務に関する研修の充実に努めたりして、国際交流業務の専門家を養成し、各大学等における受入れ体制の質を高めることが必要である。

(大学等における情報発信機能と情報収集の強化)

より多くの優れた留学生を受け入れるためには、各大学等において、特色ある教育内容、指導教員等の教育研究の内容について、インターネットのホームページ等を通じた情報発信を一層充実することが重要である。その際、英語以外の外国語による情報発信についても検討すべきである。

また、「日本留学フェア」への参加等により、海外において直接留学希望者に対して、各大学等の特色について説明することも重要である。

~~また、各大学等は留学生に関する入学者選抜をよりの確に行うために、留学生を募集する現地の教育機関、留学あっせん機関等の状況について、在外日本公館を含む関係機関と連携し、積極的に関係情報の収集に努めるとともに、各大学等の間においても関係情報の共有化を図ることが重要である。~~

(留学生の在籍管理等の徹底)

留学生の中には、一部ではあるが、実際には大学等に通学せず、不法に就労する者がいるとの指摘がある。などがおり、社会的な関心事となっている。

大学等においては、第一に、安易に留学生を入学させることなく、真に留学を目的とする者を入学させることが求められる。そのため、入学者選抜の際には、留学希望者の留学目的を確認し、「日本留学試験」の活用等により、学力の判定を適切に行うとともに、必要に応じ経費支弁能力の確認を行うことが望まれる。また、留学生を募集する現地の教育機関、留学あっせん機関等の状況について、在外日本公館を含む関係機関と連携し、積極的に関係情報の収集に努めるとともに、各大学等の間において情報の共有化を図ることが重要である。

また第二に、各大学等は、自ら入学許可した留学生については、授業等への出席勉強状況や成績の良好でない者への指導の徹底、改善の見込みのない者に対する退学等の処分の実施など、責任を持って在籍管理を行わなければならない。その際には、地方の入国管理官署との連携を図ることが重要である。

第三に、現状では、多くの留学生がアルバイトによって生活費を得ている。各大学等においては、留学生をティーチング・アシスタントや留学生支援業務の補助等に従事させることにより、教育研究指導の充実と留学生に対する経済的支援を行うことを検討すべきである。また、留学生がアルバイトを希望する場合には、各大学等が適正なアルバイトのあっせんに関与するなど、留学生のアルバイト状況の把握に努めるべきである。

(自己点検・評価，第三者評価の実施)

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、自己点検・評価を行うことに加え、平成16年度からは、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を受けることが義務付けられている。また、専門学校においても、平成14年度から、教育研究活動の状況について、自己点検・評価を行い、その点検及び評価の結果については、当該専門学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならないとされている。

大学に対する第三者評価の評価項目の内容は、あくまでも各評価機関が自主的に定めるものであるが、留学生受入れの質の確保の観点から、例えば、留学生に対する教育プログラムの在り方や大学における留学生の受入れ体制等について、充実した評価が行われることが強く期待されるところである。

## (2) 多様な教育，研究に対するニーズに応じた海外留学の支援

### (海外留学に関する情報提供の充実)

我が国の国際競争力の強化やグローバル化した社会で活躍できる人材を育成する観点から，日本人学生の海外留学を推進していく必要がある。そのため，日本人学生が留学目的に合った留学が行えるよう，日本学生支援機構を中心として，海外大学等の留学情報の収集・提供機能を強化するとともに，留学相談の充実を図る必要がある。

### (海外留学の支援)

社会のグローバル化に対応するためには，より多くの日本人が海外留学を特別のこととしてではなく，短期留学も含め海外留学の機会を持つことが重要であり，国としての支援を充実する必要がある。その際，貸与制の奨学金の活用により，海外留学を希望する日本人学生のニーズにより適切にこたえていく必要がある。

また，国際的にも指導的立場で活躍できる日本人を育成することも重要な課題である。現在の国の支援による日本人学生の海外留学制度の充実を図り，世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等において博士等の学位の取得が可能な長期留学制度を設ける必要がある。

### (短期留学の推進)

短期留学は，より容易に，諸外国との間の相互交流や国際理解，国際協調を促進することを可能とするものであり，一層の推進が求められる。

大学等において，短期留学生受入れのための日本語能力を要しない教育プログラムの充実や交換留学生のための単位の相互認定，授業料の相互免除等を基本とした大学間や複数大学の連合体（コンソーシアム）間の交流協定の締結とその積極的運用などを図ることが必要である。その際，アジア太平洋大学交流機構（UMAP）が開発したUMAP単位互換方式（UCTS）の活用が有効であり，UMAPの活動，UCTSに対する大学等の理解増進や普及を図る必要がある。

短期留学の推進に当たっては，日本人学生の派遣に対する支援を充実すると

ともに、アジア等への派遣、欧米等からの受入れを推進するなど、交流の地域の均衡に留意していく必要がある。

( 外国政府との協力体制の強化 )

我が国では、これまで世界 50 か国との間で 38 の文化協定や経済連携協定等を締結している。これらの協定では、学生交流の奨励に関する規定が盛り込まれるとともに、相手国政府との間で合同委員会が設けられている場合がある。このような政府間協議等の機会をとらえ、我が国の留学施策の情報を積極的に発信しつつ、相手国政府との留学生交流にかかわる協力体制の強化に努める必要がある。

(3) 渡日前から帰国後に至る体系的な留学生受入れ支援体制の充実

( 留学生の質の重視 )

留学生の受入れについては、量の拡大のみならず、質の確保のための取組を国として強化する必要がある。

そのため、海外の教育機関や留学あっせん機関等に関する情報の収集・提供、留学生の質の確保に留意した奨学金制度の充実等を行うべきである。

特に、留学生の不法就労や不法滞在等の問題については、入国管理政策とも深い関わりを持ち、政府全体として取り組むべき課題であり、連絡協議の場を設けるなどして、関係省庁間の連携・協力体制を強化すべきである。

また、外国政府等との間でも、留学生交流の量的な拡大だけでなく、質的な充実について、情報交換・協議を行うことが必要である。

( 独立行政法人日本学生支援機構の設立 )

平成 16 年 4 月に設立される独立行政法人日本学生支援機構においては、留学生に対する奨学金の支給、国費留学生に対する日本語予備教育、留学生宿舎に関する業務等が実施されることとなっている。これまでこれらの業務は、国や関係する四つの公益法人において、個々に実施され、ともすると留学生にとって分かりにくい体制となっていた。しかし、日本学生支援機構の設立によって、統一的で、よりきめ細やかな支援が行われることが期待される。



さらに、海外に向けた情報提供の充実や留学生関連業務に関する研修の実施など各大学等における留学生受入れの体制を充実させるための協力・支援を行い、質の高い留学生受入れのための取組を強化することが期待される。

日本学生支援機構が、我が国の留学生支援の中核的な機関として、渡日前から帰国後までの体系的で一貫した留学生支援施策を実施できるよう、組織体制を整備するとともに、国際経験の豊富な職員を配置するよう努めるべきである。

(海外での情報提供，相談機能の充実)

多くの優れた留学生を日本に引き付けるためには、日本留学に関する情報提供機能の強化が必要である。

日本学生支援機構においては、インターネットのホームページ等において、奨学金や各大学等の教育研究内容の紹介など日本留学に関する情報の内容の充実を図る必要がある。その際、帰国留学生に関する情報が充実している外務省のホームページや関係機関のホームページとリンクするなどして、留学に関する総合的な情報窓口の機能を果たせるようにすべきである。

また、外務省、在外日本公館や日本学術振興会、国際協力事業団~~機構~~等の海外事務所等との連携や民間活力の導入を図りながら、日本学生支援機構の海外拠点の充実をも視野に入れつつ、海外における情報提供や相談機能の強化を図るべきである。

さらに、留学生受入れの地域の均衡を考慮し、日本への留学生の少ない地域の中から、戦略的に対象地域を選び出し、留学情報の提供を重点的に行うことも考えられる。

(日本語教育機関等に対する支援~~等~~)

日本語教育機関で学ぶ者の約7割が、我が国の高等教育機関へ進学しているなど、多くの留学生にとって日本での留學生活の第一段階は日本語教育機関における学習である。したがって、日本語教育機関の~~質的向上~~や~~在籍者~~学生への支援は、留学生政策の一環として着実に充実を図るべきである。――

また、日本語教育機関についても、(財)日本語教育振興協会の審査認定事業等を通じて、教育指導の充実や学生の在籍管理の徹底など、さらなる質的向上を図る必要がある。

日本語教育機関の学生については、現在、~~専修学校専門課程~~専門学校等を除き、在留資格は「就学」とされているが、その取扱いについて今後検討を行っていくべきである。また、教育施策上は、在留資格の区分にとらわれることなく、例えば、その呼称を「就学生」ではなく「留学生」とすることなどについて、検討していく必要がある。あわせて、交通機関における学生割引の適用や学習奨励費の給付の充実、医療に関する支援など、日本語教育機関の学生に対する施策が一層拡充されるよう、関係機関への働き掛けや検討を行うべきである。

#### （渡日前入学許可の推進など入学者選抜の改善）

質の高い留学生を受け入れるためには、入学者選抜の在り方が重要である。「日本留学試験」については、海外における試験の実施と普及に更に努めるべきである。また、日本の大学教育や入学者選抜における英語の位置付け等を踏まえ、英語を試験科目とすることなどについても検討すべきである。さらに、各大学が「日本留学試験」を活用して渡日前入学許可を積極的に実施するよう働き掛けることが必要である。あわせて、各大学においては、海外面接の拡充やインターネット等の情報通信技術を用いたインタビューの実施について検討すべきである。

日本の大学等に入学する留学生の多くは、我が国の日本語教育機関の修了者である。各大学等にとって、入学者選抜の際に、日本語教育機関と連携し、日本語教育機関における成績や出欠状況などを選考の資料とすることは、入学者の質を確保する上で有効である。

さらに、国として、日本学生支援機構を中心に、在外日本公館を含む関係機関と連携しながら、海外の教育機関、留学あっせん機関等の状況について情報収集を行い、各大学等に提供するなど、各大学等が的確に入学者を選抜できるよう支援を行う必要がある。

#### （国費外国人留学生制度の在り方と今後の方向）

国費外国人留学生制度については、引き続き留学生数全体に対し一定割合を確保するとともに、制度の根幹は維持しつつ、必要な見直しを行うべきである。

国費留学生の採用方法は、大使館推薦、大学推薦、国内採用の3種類があり、

研究留学生については、その採用人数比は、およそ5：4：1となっている。大使館推薦については、外交政策上の配慮や発展途上国における人材育成の観点等も勘案しつつ、国別の均衡に配慮した受入れが可能である一方、大学推薦については、各大学の大学等間交流協定等に基づくものであり、各大学の主体的な留学生交流を促進し、大学の国際競争力の強化を図るものである。また、国内採用については、特に優秀な私費留学生を支援する機能を果たしている。これら3種類の採用方法については、それぞれの特徴を持ち、役割を果たしてきたところであるが、今後は留学生の質の確保という観点を踏まえつつ、適切な割合について検討すべきである。その際には、国費留学生制度の種類に適した採用方法についても考慮すべきである。

また、国費留学生への応募はだれにでも開かれた平等なものであるべきである。また、国費留学生への応募はだれにでも開かれた平等なものであるべきである。また、大学等への配置については留学生自身の希望ができる限り反映されることが望まれることから、募集・選考・配置の過程の透明化を一層図るべきである。

さらに、優秀な留学生に対し国内採用による国費留学生への途を確保する一方で、各学年末などに留学生の成績の評価を行い、成績不良等の場合には、以後の奨学金の給付を打ち切るなど、成績管理を適切に行うべきである。

国費外国人留学生制度の一つであるヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）については、プログラムの実施大学の拡大の在り方、学生選考方法への公募方式の追加等について検討を行った上で、着実に推進すべきである。あわせて、将来のナショナル・リーダーたるYLP留学生の間に人的ネットワークを確実に構築するため、留学後のフォローアップの充実を図ることが重要である。

さらに、各国からより優秀な学生を引き付けるため、YLP留学生であったことが留学生の誇りともなり、国際的にも一定の評価を得られるような方策についても、検討を行う必要がある。

（私費留学生支援制度等の在り方と今後の方向）

我が国の留学生のうち、およそ9割は私費留学生が占めており、私費留学生に対する支援は重要である。その際、私費留学生の質の確保にも留意する必要がある。

大学等に在籍している者のうち、経済的援助を必要とする成績優秀者に対す

る奨学金である私費外国人留学生学習奨励費については、引き続きその充実を図るとともに、受給者の決定に当たって、「日本留学試験」を一層活用するなど、留学生の質の確保にも留意した制度の改善を図るべきである。

授業料減免学校法人援助については、各学校法人が私費留学生に対する授業料減免を実施することを奨励するために、国がその一部を負担する制度であり、私費留学生の授業料負担の軽減を図るものとして重要な役割を果たしている。この制度については、運用によっては安易な留学生の受入れにつながるおそれがあるのではないかと、経済的に困難な留学生に対する支援として十分なものになっていないのではないかと、などの指摘があることを踏まえ、真に援助が必要な留学生が適正に授業料の減免を受けられることができるよう、改善を図っていく必要がある。

また、これと併せて、私学助成においても留学生の受入人数に応じて学校法人に対する補助を行っているが、これについても受入留学生の質の確保にも留意した仕組みとすることについて検討する必要がある。

(留学生宿舎の整備の在り方と今後の方向)

留学生にとって、低廉で良質な宿舎の確保は重要である。近年の留学生数の大幅な増加を踏まえ、引き続き、大学や公益法人等が設置する公的な留学生宿舎の着実な整備と適切な維持管理が必要である。その際、留学生のみを入居させるより、留学生と日本人学生が混住し、交流の推進が容易な形態となるよう配慮すべきである。

なお、国立大学法人等の宿舎の整備及び維持管理に当たっては、PFI(注)を活用することも有効である。

民間宿舎への入居については、保証人の確保等の課題があり、「指定宿舎確保事業」や「留学生住宅総合補償事業」、(財)留学生支援企業協力推進協会を中心とした社員寮の活用、機関保証などにより、民間宿舎への入居が一層容易なものとなるようにする必要がある。

(注) PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### （留学生と地域社会との交流）

留学生の日本の社会や文化に対する理解を深めるためには、日本人学生や地域社会との交流が重要である。全国の各都道府県に設置している「留学生交流推進会議」には、大学等をはじめ地方公共団体、企業、各種の民間団体など幅広く関係者が参画しており、これらを通じて、地域社会との交流の促進を図るべきである。地域社会との交流を進めるに当たっては、特に民間団体が果たす役割が大きいことから、民間の活動を奨励する方策を検討すべきである。

あわせて、日本学生支援機構の留学生宿舎については、国際学生交流拠点機能を持たせることとされており、留学生と日本人学生の交流をはじめ、多彩な交流事業を体系的、継続的に実施することが望まれる。

#### （セイフティー・ネットの充実）

留学生が我が国での留学生活を送る上で、様々な不測の事態に直面しても、安心して留学生生活を送ることができるよう、医療費補助制度や緊急時の一時的な資金援助など支援の充実を図ることが必要である。その際、出産の場合など女性の留学生に配慮した支援の在り方について、検討すべきである。

#### （留学生に対する帰国後の支援の充実）

留学生交流の意義を高めるためには、留学生の帰国後の適切なフォローアップが必要である。そのため、元留学生による同窓会の結成とその活動の活性化を図るため、大学等がインターネットのホームページ等の活用によって支援することや、元留学生の再来日や指導教員の派遣、元留学生のデータベース化などを進めていくことが必要である。その際、外務省などの関係機関とよく連携することが重要である。

#### （留学生の卒業、修了後の就労）

大学等で学んだ知識、技術を生かして日本で就職することを希望する留学生が、近年増加してきており、企業の側でも、経営の国際的展開等に対応するため、留学生の採用数を増やしている状況にある。大学等においては、就職を希望する留学生を支援し、円滑な就職機会の確保を図るためにも、留学生担当部

門と就職担当部門との連携を図り、~~大学等における~~留学生に対する指導の充実、就職に関する適切な情報の提供、就職受入企業の開拓も視野に入れたインターンシップの充実、大学等と企業との間の連携の強化が望まれる。

また、研究人材の多様性を向上させる等の観点から、卒業、修了する留学生が引き続き日本で研究者として研究に従事できるような環境を整備することが必要である。このため、ポストドクター(注)制度による支援や競争的研究資金による雇用の充実など研究を継続できる経済的支援の充実を図ることが重要である。

#### (注)ポストドクター

主に博士課程修了後、研究者としての能力をさらに向上させるため、引き続き大学等の研究機関で、研究業務に従事する者をいう。

#### (4) 高校生留学の推進

##### (高校生留学の意義)

高校生留学は、異文化理解に極めて大きな意義を有し、さらには諸外国との友好親善の増進に寄与するものである。また、高校生の年代での留学体験は、大学生レベルでの留学やその後の国際交流活動の拡大につながるものである。例えば、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の参加者の中には、高校生のときの日本留学がそのきっかけとなった者もいる。

##### (高校生留学の推進)

高校生留学の現状を見ると、大学生レベルに比べ、受入れ・派遣ともにその規模は小さく、不十分といえる。その理由として、例えば派遣については、高校生留学に対する理解の不足、帰国後の大学入試に対する本人や保護者の不安等が考えられる。また、受入れに関しては、ホストスクールやホストファミリー等の受入体制の未発達などが考えられる。今後は、高校生留学の意義の周知、受入れと派遣の均衡、受入れ・派遣国の多様化を考慮しつつ、上記のような課題を解決し、交流の人数の拡充を図るよう、国や自治体の取組の一層の充実が必要である。

( 高校生留学の促進のための支援体制の整備 )

派遣に関しては、留学の意義の周知を含めた留学情報の提供などにより教員や保護者の高校生留学への理解を促進するとともに、生徒にとって留学が実りあるものとなるよう、国際理解教育や外国語教育の推進、派遣前オリエンテーションの充実等により生徒の留学に関する資質や理解の向上を図ることが必要である。また、英語圏諸国だけでなく、より日本に近いアジアを含めた多様な国への留学を促進することが必要であり、そのため、まずは短期間の留学等の促進が有効と考えられる。さらに、安全確保に配慮した適切なホームステイ先の確保も重要であり、あわせて、大学の入学者選抜においても、高校生留学の経験を積極的に評価することが期待される。

受入れに関しては、各学校、教育委員会、ホストファミリー及び民間の留学交流団体の連携・協力の下、受け入れる学校やホームステイ先の拡充を図ることが重要である。そのためにも、短期間の招致事業の実施を通じ、日本の高等学校や一般家庭に対する海外の高校生の受入れへの理解を増進させ、また、留學生の受入れに関する情報提供の充実により、海外の高校生のが日本への留学のすることを一層の促進を図る必要がある。

( 教員の海外研修の活用 )

高校生留学の重要性、必要性については、教員自らが海外での生活を体験することにより、一層理解が深まるものと考えられる。

教員を対象とした外国語運用能力、異文化コミュニケーション能力の育成を目的とする海外研修は、国及び地方公共団体等で種々実施されているが、今後は、こうした教員の海外研修制度を一層活用することにより、中・高等学校教員に対して、海外における生活体験の機会の増大を図ることが重要である。

## 認証基準の細目に関する省令

### 第一条

2 (以下略)

七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

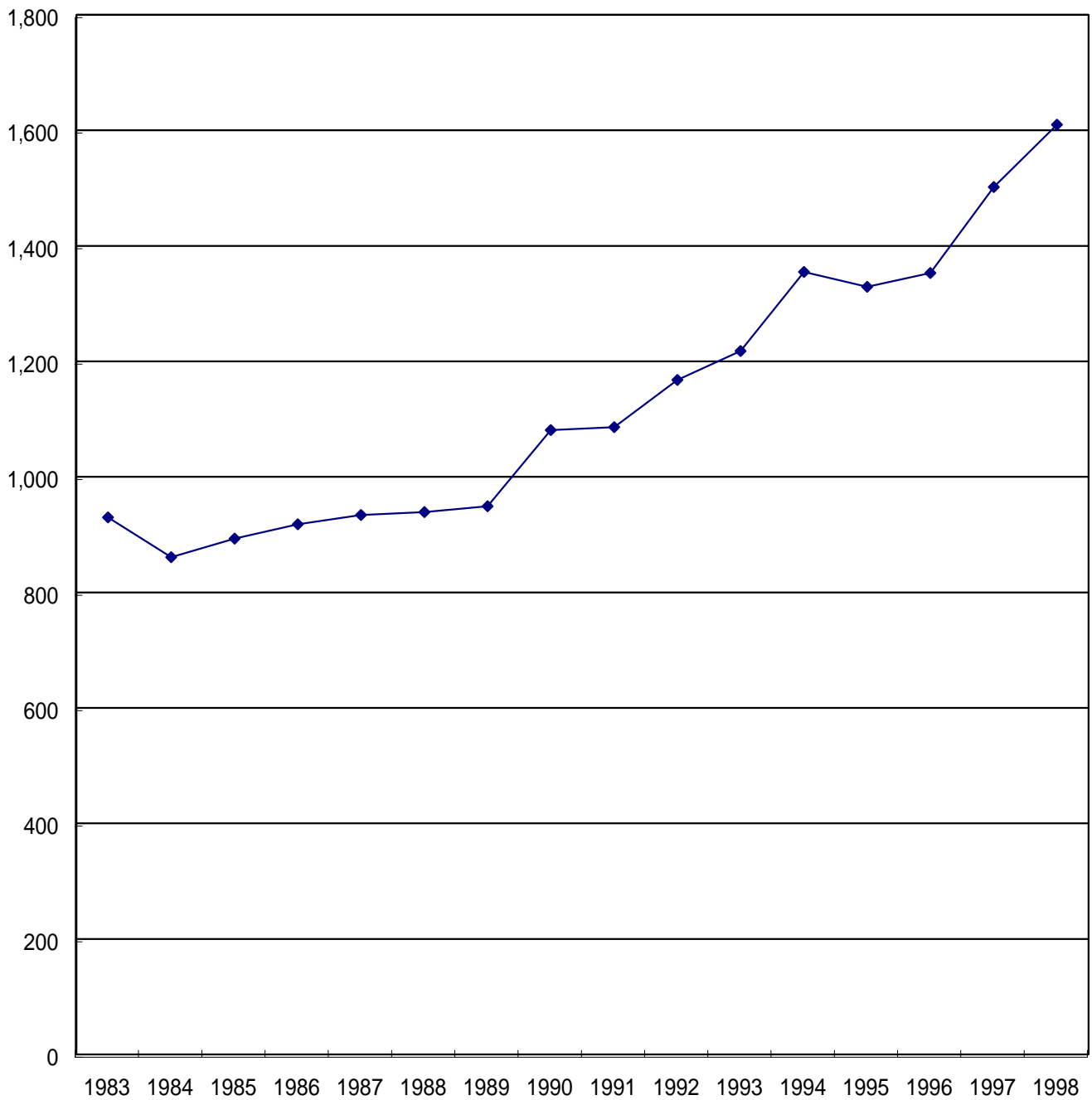
3 (以下略)

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

1. 第1条第2項においては、同条第1号から第6号において、教育研究上の基本となる組織、教員組織、教育課程、施設及び設備、事務組織、財務に関して、それぞれ評価を行うことを規定している。第7号は、第1号から第6号以外の事項で評価すべき事項を規定したものである。
2. なお、学校教育法（以下「法」という。）第69条の3第2項に規定する評価は、同項において、「当該大学の教育研究等の総合的な状況について」評価を受けるものとして規定されている。この規定に鑑みれば、第7号の規定に含まれるべき事項は、必ずしも「教育研究活動」で網羅されるものではなく、大学の管理運営等の必ずしも教育研究活動の概念で網羅されとは限らない内容も含まれうることから、第7号は、「教育研究活動等」と規定するのが適当である。
3. 次に、第1条第3項においては、同条第1号から第3号において、教員組織、教育課程、施設及び設備に関して、それぞれ評価を行うことを規定している。第4号は、第1号から第3号以外の事項で評価すべき事項を網羅的に規定したものである。
4. なお、法第69条の3第2項に規定する評価は、同項において、「当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について」認証評価を受けるものとして規定されている。この規定に鑑みれば、第4号の規定に含まれるべき事項は「教育研究活動」で網羅されるものと考えられる。



主要50か国 における留学生 (受入れ) 総計



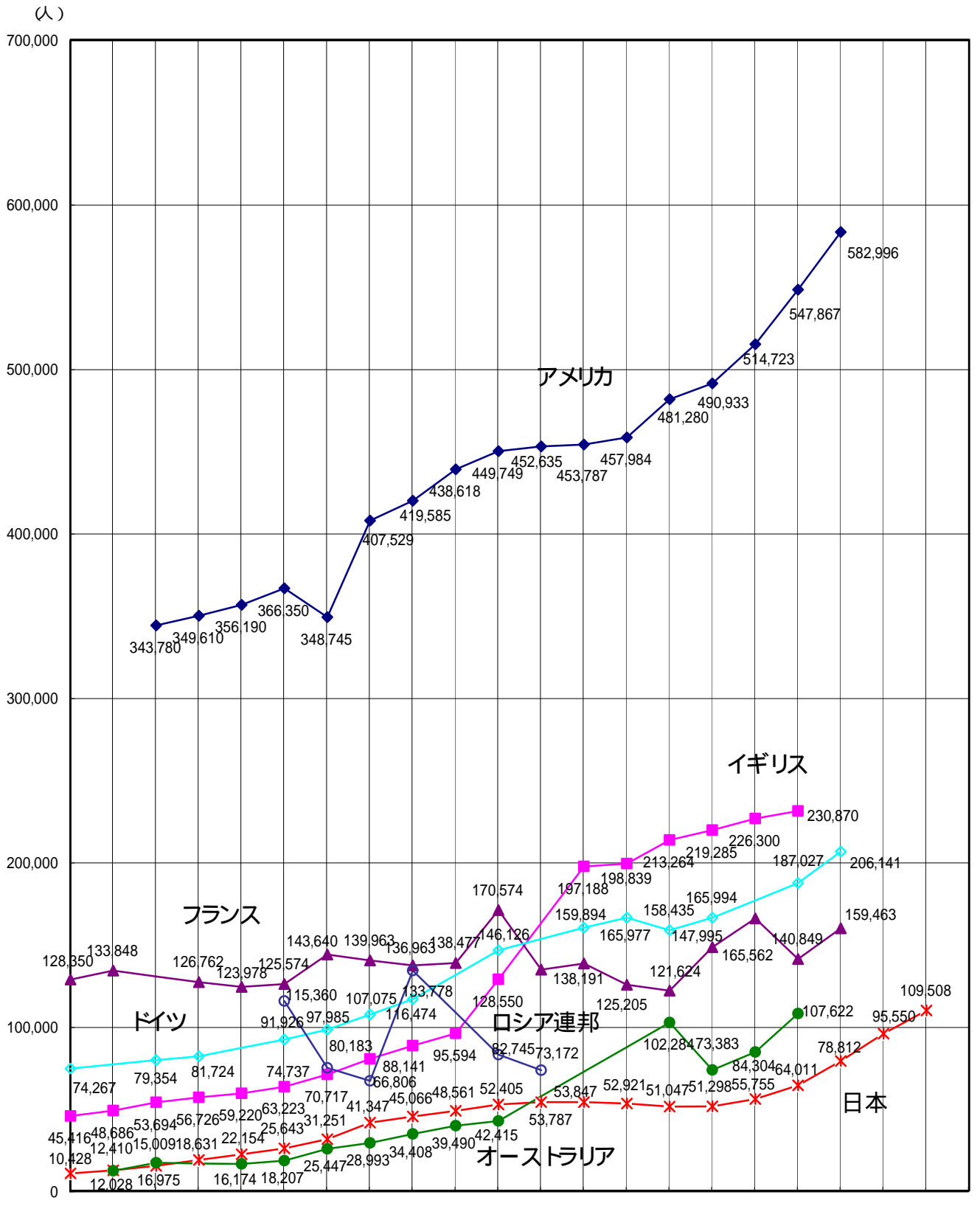
1983 ~ 1985年については、主要45か国

	1983 (昭58)	1984 (昭59)	1985 (昭60)	1986 (昭61)	1987 (昭62)	1988 (昭63)	1989 (平1)
総数 (人)	930,183	860,585	892,618	918,350	933,559	938,804	948,671

	1990 (平成2)	1991 (平成3)	1992 (平成4)	1993 (平成5)	1994 (平成6)	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)
総数 (人)	1,080,823	1,085,878	1,168,075	1,217,555	1,354,539	1,329,252	1,352,693	1,502,040	1,610,100

資料 :各年度の「ユネスコ統計年鑑」による

# 主要国における留学生受入れ人数の推移



(出典)  
 アメリカ IIE「OPEN DOORS」(1994～2001年)、ユネスコ文化統計年鑑(1985～1993年)  
 イギリス HESA「STUDENTS in Higher Education Institutions」(1997～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1996年)  
 ドイツ 連邦調査庁「Bildung im Zahlenspiegel」(1997～2001年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1996年)  
 フランス フランス国民教育省(1998～2001年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1995年)  
 オーストラリア AEI「Overseas Student Statistics」(1998～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1984～1997年)  
 ロシア連邦 ユネスコ文化統計年鑑(1988～1994年) なお、1988～1990年の間のデータはソビエト連邦として発表されたもの  
 日本 留学生課(1983～2003年)

## 主要国における留学生受入れの状況

区 分 \ 国 名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オーストラリア	日 本
高等教育機関在学者数 (千人) (注1)	8,786 (14,791)	1,276	1,774	2,097	726	3,697
留学生(受入れ)数 (人) (注2)	582,996 (2001年)	230,870 (2000年)	206,141 (2001年)	159,463 (2001年)	107,622 (2000年)	95,550 (2002年)
国費留学生数 (人) (注3)	3,677 (2001年)	3,980 (2002年)	6,226 (2001年)	10,156 (2002年)	3,387 (2000年)	9,009 (2002年)
留学生(受入れ)数 ----- 高等教育機関在学者数	6.6%	18.1%	11.6%	7.6%	14.8%	2.6%
(参考) 留学生(受入れ)数 (昭和58年当時)	311,882 (1980年)	52,899 (1980年)	57,421 (1979年 <sup>西融</sup> )	119,336 (1982年)	12,104 (1982年)	10,428 (1983年)

(注1) 文部科学省調べ(アメリカの( )はパートタイム学生を含めた数値。アメリカ、ドイツ、フランスは1999年現在、イギリス、オーストラリアは2000年現在、日本は2002年現在)

(注2) アメリカ合衆国はIIE「OPEN DOORS」、イギリスはHESA「STUDENTS in Higher Education Institutions 2000/01」、ドイツは連邦統計庁、フランスはフランス国民教育省、オーストラリアはAEI「Overseas Student Statistics 2000」、日本は留学生課調べ。

(注3) アメリカはIIE「OPEN DOORS」、イギリスはブリティッシュ・カウンシル、ドイツはDAAD(ドイツ学術交流会)、フランスは在日フランス大使館、オーストラリアは在日オーストラリア大使館、日本は留学生課調べ。

区 分 \ 国 名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オーストラリア	日 本
国外に留学する学生数 ----- 高等教育機関在学者数	0.3%	1.4%	2.6%	2.6%	0.6%	1.5%

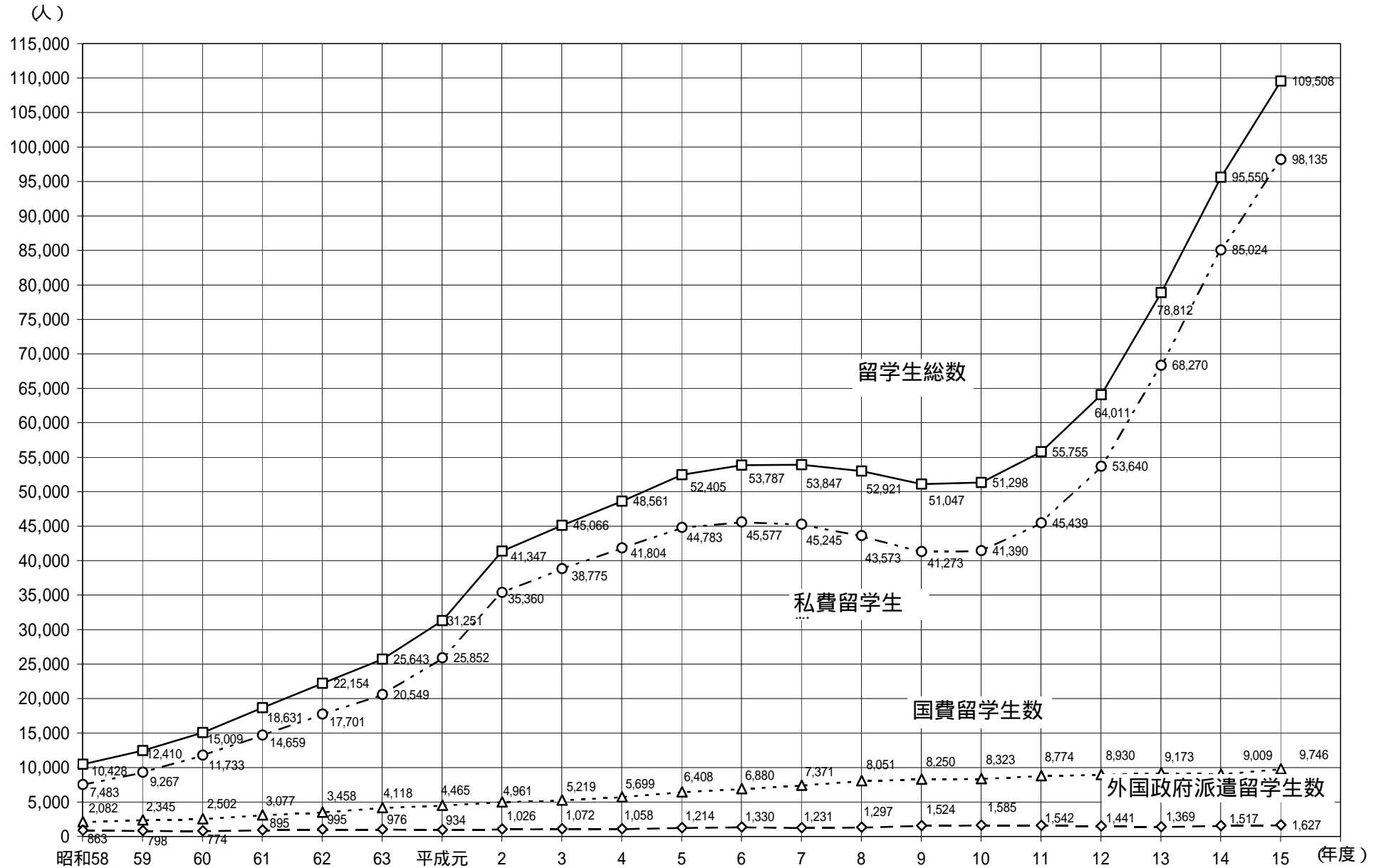
(OECD各国平均: 4.1%)

資料: OECD(2000年)

## 主要国の最近の留学生政策

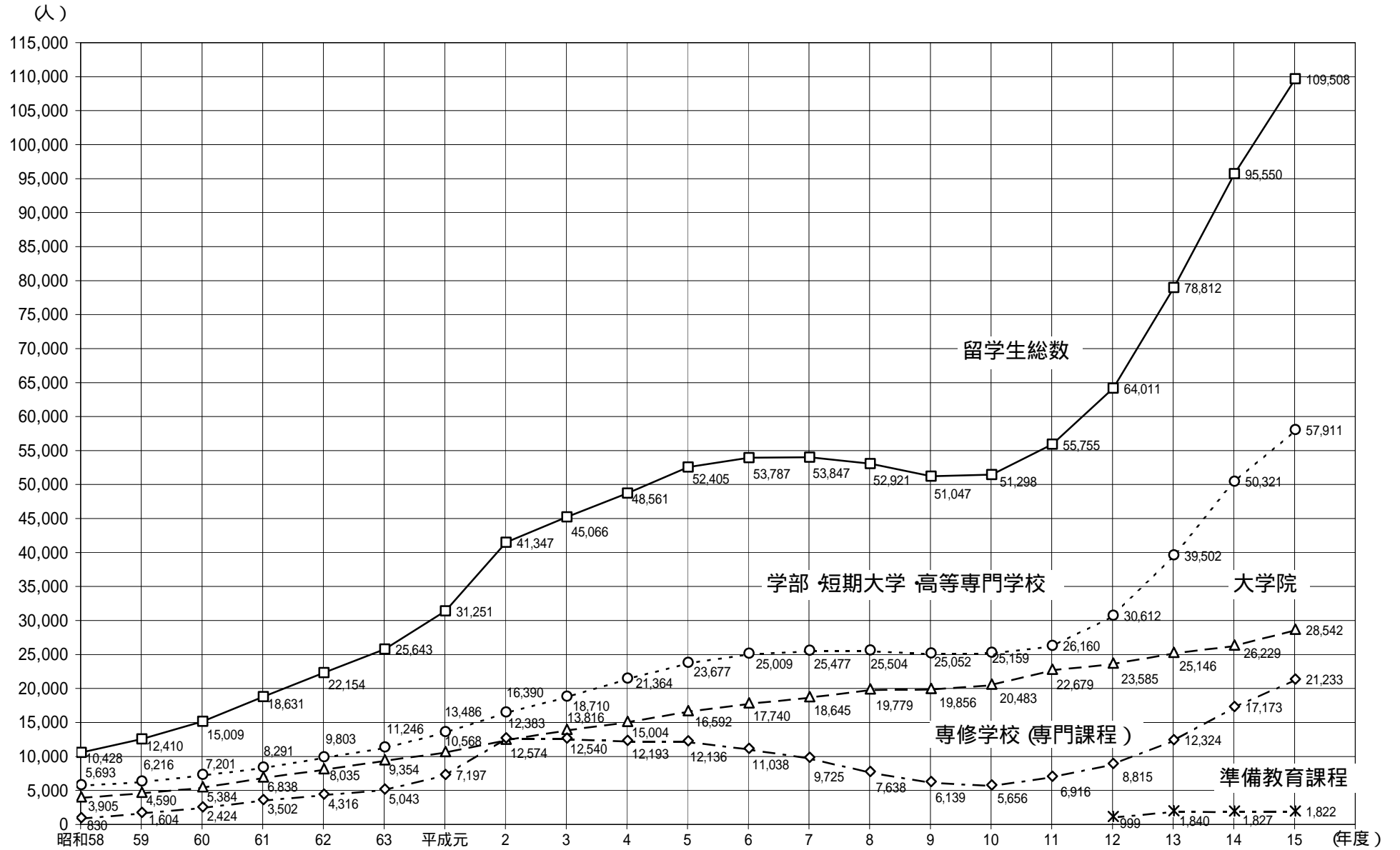
国名	米 国	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
<b>政策提言等</b>	教育における国際交流、国際協力に関する方針（クリントン大統領） （2000年4月19日）	ブレア首相の演説 （1999年6月18日）	学習の場としてのドイツの国際的な競争能力の向上のための連邦及び州の首長の共同宣言 （1996年12月18日）	留学生受入れのための4項目の改善策（国民教育省及び外務省） （2001年8月29日）
<b>基本方針</b>	グローバル化経済の進展の中で米国が世界のリーダーとしての地位を維持していくためには、国民の諸外国に対する理解を促進することが必要であるとともに、留学生の受入れを通して、将来各国の指導者となる者との関係を密とすることも重要であるとし、外国からの留学生の受入れの促進、米国人学生の留学の拡大等の政策目標を提示。具体的には、留学生の比率が低い学校や大学への支援、ビザや税金の手続き等の交流の障害の緩和等を謳っている。	留学生拡充計画として、2005年までに留学生を5万人増やし、英語圏における留学生市場の25%を占める目標を提示。具体的には積極的に英国の高等教育をキャンペーンして留学生を獲得し、ビザ手続きを円滑にし、学生が在学中に働くことを容易にし、国費留学生である Chevening 奨学金学生を増やす等を謳っている。	ドイツの大学の国際的な競争力を向上させることが必要であり、そのためには留学生受入れが重要である旨、謳っている。具体的には、ビザの手続きの円滑化、学位の取得が可能な英語による授業の拡大、国際通用性をもつ学位の導入等を謳っている。	次第にグローバル化が進む教育市場において、フランスの教育制度の魅力を高める上で外国人学生は重要な要素になっているとし、エデュフランスの創設、ビザ取得の簡略化等、これまでの留学生受入れの取り組みを更に強化するため、4項目の改善策を提示。具体的には、常設の留学生受入れ委員会の設置、機関ごとの国際行動宣言の策定等を謳っている。
<b>関係機関等</b>	フルブライト交流計画関係機関（フルブライト交流計画の原資は主として、国（国務省等）からのファンド）	ブリティッシュ・カウンシル（British Council） （主に国からのファンドにより事業を実施）	ドイツ学術交流協会（DAAD） （主に国からのファンドにより事業を実施）	エデュフランス(EDU FRANCE) （主に国（外務省、国民教育省）からのファンドにより事業を実施）
<b>備 考</b>	フルブライト交流計画に基づき、各国との二国間交流を促進（約140カ国）	その他、欧州全体としては、エラスムス計画等により、単位互換の促進や交流プログラムの開発等を行い、EU諸国間の留学生交流の活発化が積極的に図られている。		

# 外国人留学生数の推移 (各年 5月 1日現在)



(注) 外国政府派遣留学生は、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、クウェート、ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、中国、バングラデシュ及び大韓民国の各国政府派遣留学生である。

# 在学段階別留学生数の推移（各年5月1日現在）



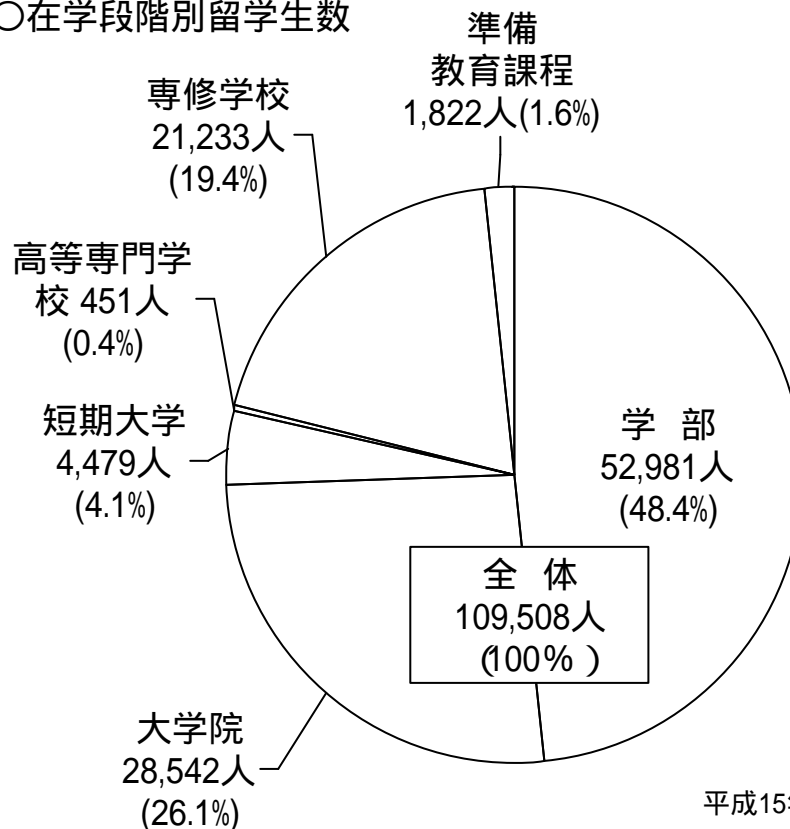
## 外国人留学生数の現状

### ○出身国別留学生数

国 地域名	留学生数 (人)
中 国	70,814人 ( 64.7% )
大 韓 民 国	15,871人 ( 14.5% )
台 湾	4,235人 ( 3.9% )
マ レ ー シ ア	2,002人 ( 1.8% )
タ イ	1,641人 ( 1.5% )
イ ン ド ネ シ ア	1,479人 ( 1.4% )
ベ ト ナ ム	1,336人 ( 1.2% )
ア メ リ カ 合 衆 国	1,310人 ( 1.2% )
バ ン グ ラ デ シ ュ	974人 ( 0.9% )
モ ン ゴ ル	714人 ( 0.7% )
そ の 他	9,132人 ( 8.2% )
計	109,508人 (100.0% )

平成 15年 5月 1日現在

### ○在学段階別留学生数

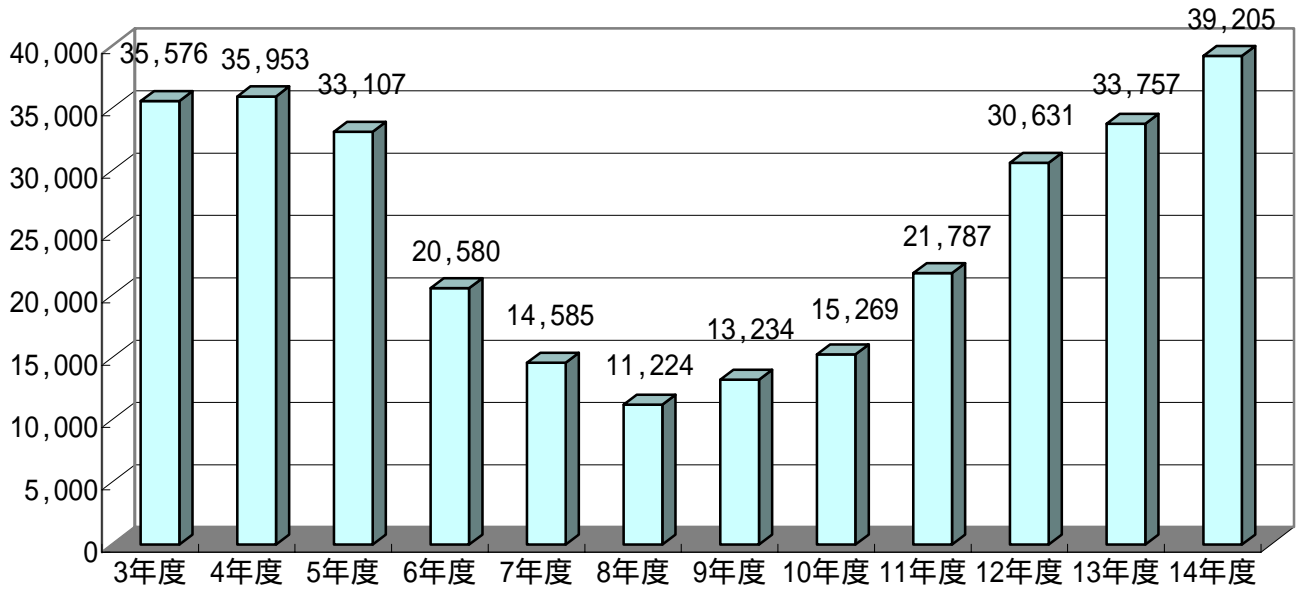


平成15年 5月1日現在

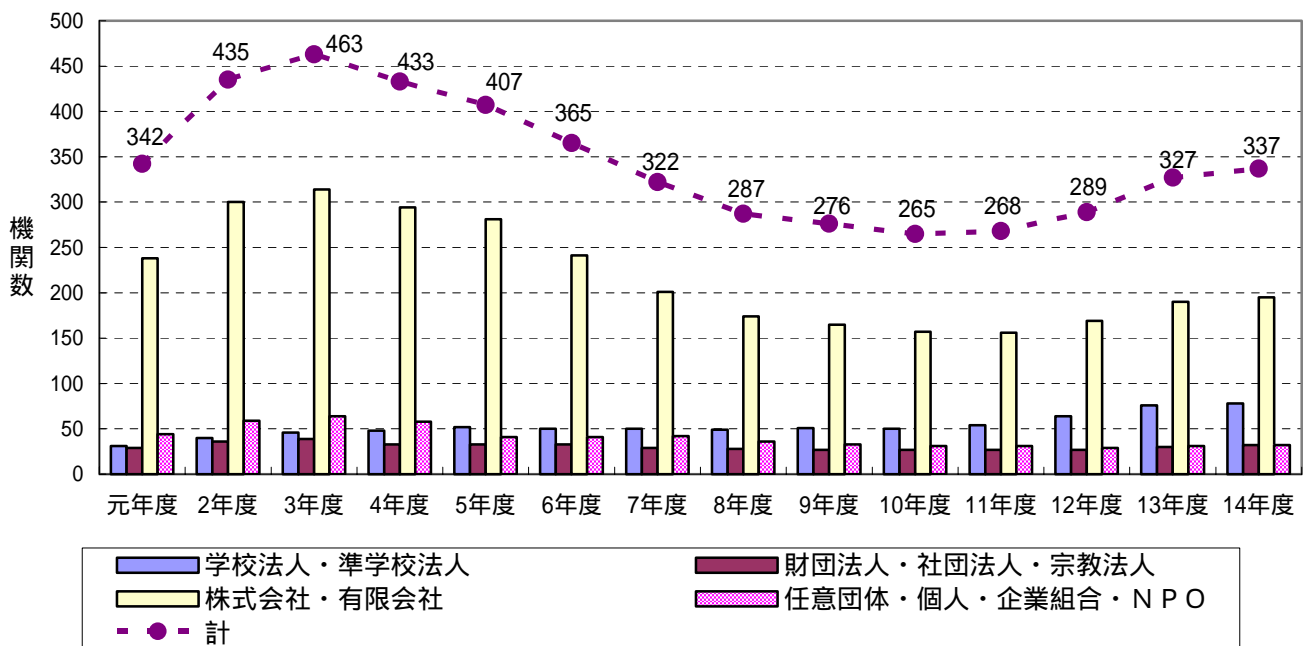
# 日本語教育機関の現状

## ○日本語教育機関 在籍者数の推移

単位：人

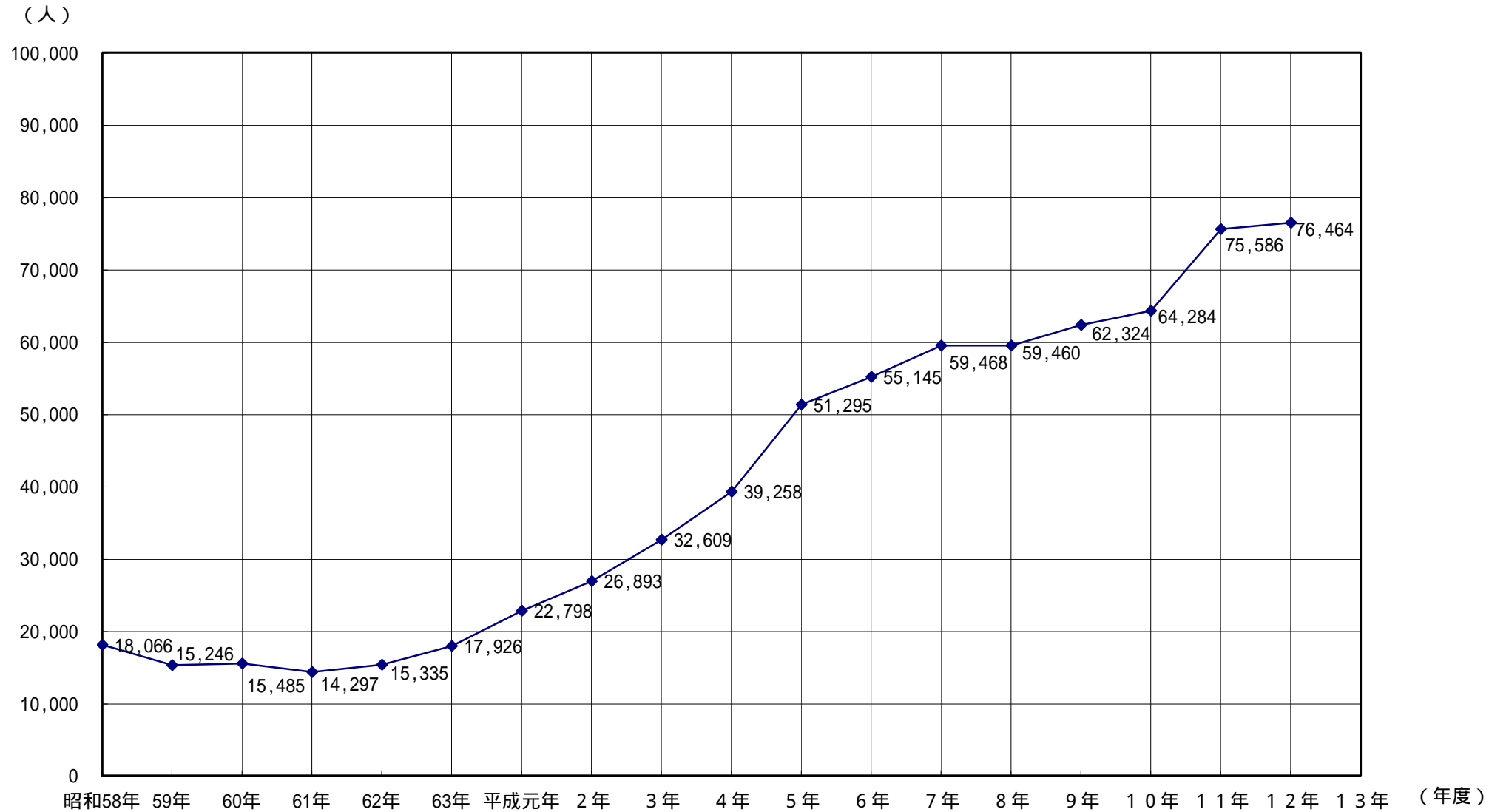


## ○日本語教育機関の推移（設置形態別）





# 日本から海外への留学生数の推移



(出典)  
ユネスコ文化統計年鑑(昭和58年~平成11年)、OECD調べ、IIE「OPEN DOORS」、中国教育部調べ(平成12年)

国費外国人留学生の種類及び待遇等（平成15年度）

区 分	研究留学生	教員研修留学生	学部留学生	日本語・日本文化 研修留学生	高等専門学校 留学生	専修学校留学生	ヤング・リーダーズ・ プログラム留学生
創 設 年 度	昭和29年度	昭和55年度	昭和29年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和57年度	平成13年度
レ ベ ル	大学院レベル		学部レベル				大学院レベル
資 格	大学(学部)卒業 以上の者	大学(学部)卒業 以上程度の者	高等学校卒業 程度の者	大学(学部)に 在学中の者	高等学校卒業 程度の者	高等学校卒業 程度の者	大学(学部)卒業 以上の者
年 齢 制 限 ( 採 用 時 )	35歳未満		17歳以上22歳未満	18歳以上30歳未満	17歳以上22歳未満	17歳以上22歳未満	行政コース 原則40歳未満 地方行政コース 原則40歳未満 医療行政コース 原則40歳未満 ビジネスコース 原則35歳未満 法律コース 原則40歳未満
期 間	日本語教育を含め 2年以内	日本語教育を含め 1年6ヶ月以内	日本語教育を含め 5年(医・歯・獣医 学：7年)	1学年間	日本語教育を含め 4年(商船学専攻は 4年6ヶ月)	日本語教育を含め 3年	1年
日本語予備教育	半年(54の国立大学) 日本語能力の十分な者は直接入学		1年(東京外国語大 学、大阪外国語大 学)	なし	1年(財団法人国際 学友会)	1年(文化外国語専 門学校、財団法人 関西国際学友会)	なし
専 門 教 育	大学院で専門分野 を専攻	教員養成学部で特 別研修	学部教育	日本語又は日本事情 の特別研修	高専3年次に編入学	専修学校の専門課程	大学院修士課程
募 集 対 象 国 ( 地 域 を 含 む )	世界各国 (139ヶ国・地域)	開発途上国等 (26ヶ国)	開発途上国等 (41ヶ国・地域)	世界各国 (61ヶ国・地域)	開発途上国 (25ヶ国・地域)	開発途上国等 (27ヶ国・地域)	アジア諸国等 (24ヶ国)
新 規 受 入 れ 予 定 数	3,960人	155人	560人 (注)(10人)	340人	90人	110人	70人
奨 学 金	月額180,300円		月額139,200円				月額269,500円
授 業 料	国立は不徴収、公私立は文部科学省負担						
渡 航 旅 費	往復航空運賃(航空券)支給						
研 究 旅 費	支給しない						予算の範囲内で支給
渡 日 一 時 金	一律25,000円						
宿 舎 費 補 助	月額9,000円又は12,000円(但し、平成12年度から新規に採用された者は対象外)						—————
医 療 費 補 助	予算の範囲内で支給(実費の80%を限度)						

○研究留学生に係る上記の待遇等は、大使館推薦により採用された者の場合であり、その他の方法により採用された者の場合は、これに準ずる。

注)( ) は高等専門学校から大学学部3年次への編入学で、外数。

## 私費留学生に対する主な施策

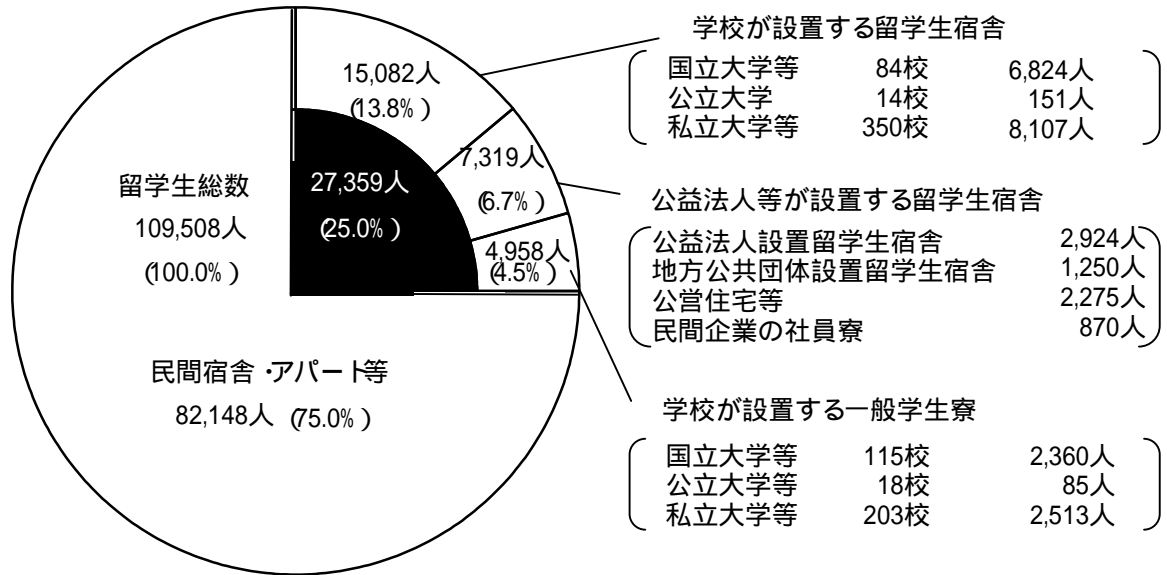
実施 機関	事 項	内 容
国 ( 日 本 国 際 教 育 協 会 を 含 む )	学習奨励費の給付	<p>ア．対 象 大学等に在籍している者のうち、経済的援助を必要とする成績優秀者</p> <p>イ．給 付 額 学部レベル 月額52,000円 大学院レベル 月額73,000円</p> <p>ウ．給 付 人 数 学部レベル 7,450人 (平成15年度) 大学院レベル 3,550人 合計 11,000人</p>
	授業料減免措置	<p>授業料減免者数（平成13年度実績）</p> <p style="padding-left: 40px;">34,774人 国立 17,919人（前期・後期の延べ人数合計） 私立 16,855人</p> <p>授業料減免措置の現状</p> <p>ア．国立大学 既存の授業料免除制度の活用により措置。</p> <p>イ．私立大学 授業料減免措置を講じた私立の大学（大学院を含む）又は短期大学を設置する学校法人に対し、授業料の3割を限度に助成。</p>
	医 療 費 補 助	<p>大学等に在籍する留学生が疾病や負傷した際にその医療費の80%を上限に補助。</p>

国費による日本人学生等海外派遣制度（平成15年度）

区分	アジア諸国等派遣留学生制度	短期留学推進制度	最先端分野学生交流推進制度	先導的留学生交流プログラム支援制度
趣旨	アジア等地域研究専門家の養成を図る。	諸外国の大学との留学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図る。	社会的要請があり、その推進を図る必要のある最先端分野の先導的人材の育成を図る。	我が国の大学と外国の大学との大学コンソーシアム間学生交流を支援することにより、大学の教育・研究の質的充実及び向上の達成を図る。
創設年度	昭和43年度	平成7年度	平成14年度	平成15年度
対象地域	アジア等地域	全世界	全世界	全世界
対象人数(年間)	17人	585人	50人	30人×2プロジェクト(60人)
期間	2年間	1年以内	1年以内	1年以内
専攻分野	留学先の言語、文化、歴史等	外国の大学で専攻できる分野	ライフサイエンス，情報通信，ナノテクノロジー・材料，環境，エネルギー，社会基盤，製造技術・ロボット，フロンティア（宇宙・海洋等），経済・経営，法律・公共政策	大学コンソーシアム間交流協定等において合意された分野
資格	大学院在学者又は大学卒業後、研究に従事している35歳未満の者	世界各国の大学と大学間交流協定等を締結（予定）している国公立大学に在籍する学生(大学院生を含む)	諸外国の大学・研究機関との共同教育研究に参加する大学院生	大学コンソーシアム間交流協定等を締結している大学に在籍する学生（大学院生を含む）
旅費	下級往復航空賃	なし	下級往復航空賃	下級往復航空賃
奨学金	月額 100,000円 一時金(年間)30,000円	月額 80,000円	月額 100,000円	月額 100,000円
実施機関	文部科学省留学生課	UMAP (アジア太平洋大学交流機構)	文部科学省留学生課	文部科学省留学生課
備考	_____	ただし、事業の実施については、UMAPとの委託協定に基づき、(財)日本国際教育協会が実施。	ただし、原則として、我が国の大学の学生の派遣と外国人留学生の受入れと対になった双方向の交流計画として支援。	_____

# 留学生宿舍の現状

## 1. 留学生宿舍の状況 (平成15年 5月 1日現在)



## 2. 宿舍確保に係る施策の概要

国立大学における留学生宿舍の建設 (国立学校特別会計)  
 (3国立大学、7,069戸 :平成15年度時点)

公益法人における留学生宿舍の運営  
 (17ヶ所、3,072戸 :平成15年度時点)  
 (財)日本国際教育協会 (5ヶ所、1,933戸)  
 (財)国際学友会、関西国際学友会 (4ヶ所、362戸)  
 (財)内外学生センター (8ヶ所、777戸)  
 (戸数は日本人学生分を含んだ宿舍の全数)

留学生宿舍建設奨励事業 (財)日本国際教育協会)  
 (計25法人等、1,655戸 :平成15年度時点)  
 学校法人、公益法人、地方公共団体等が行う留学生宿舍の建設・改修・取得に対し、  
 (財)日本国際教育協会が建設等に必要経費の一部 (3分の1) を助成。

指定宿舍確保促進 (財)内外学生センター)  
 (平成15年度 2,609戸)  
 留学生宿舍を安定的に確保するために、(財)内外学生センターが適切な民間宿舍を開拓し、家主との間で指定宿舍契約を締結して、留学生専用の宿舍とし、家主に対して協力金 (指定契約金) を交付。

留学生住宅総合補償 (財)内外学生センター)  
 入居契約における保証人の負担を軽減するとともに、保証人を引き受けやすい環境を整備するため、火災、事故等による損害賠償に加え、家賃の未払いなど補償対象とする。

社員寮への入居促進 (財)留学生支援企業協力推進協会)  
 (平成15年4月1日現在 受入れ枠 732名)  
 民間企業の協力を得て、留学生宿舍への社員寮提供事業を促進。

## 「平成13年度私費外国人留学生学生生活実態調査」結果の主要点

(財)日本国際教育協会が、平成13年11月に、全国の大学(大学院を含む)、短期大学及び専修学校専門課程に在籍する私費外国人留学生を対象として「生活実態調査」を実施したもの。本調査は隔年毎に定期的実施されており、前回の調査は平成11年11月に実施。

(なお、我が国の大学(大学院を含む)、短期大学及び専修学校専門課程に在籍する私費外国人留学生の全体数は、文部科学省の調査では、平成13年5月1日現在で67,639人(準備教育課程を加えると68,270人))

### 1. アンケートの回答状況

- ・私費外国人留学生の中から無作為抽出により、5,500人に対してアンケートを送付し、2,394人から回答(回収率は43.5%)。

### 2. 在日、在学年数及び入学前の活動

- ・在日年数が4年未満の者は全体の68.4%(1,637人)。
- ・渡日後、日本語教育施設等を経ずに、大学等へ直接入学した者は全体の37.8%(904人)。
- ・渡日後、大学等に直接入学しなかった者(1,486人)のうち83.2%(1,235人)が、日本語教育施設(留学生別科を含む)で学んだ後、大学等へ進学。

### 3. 収入

- ・収入の平均月額は140千円。
- ・収入の内訳は、アルバイト(平均月額52千円)が最も多く、奨学金(平均月額40千円)が続く。
- ・居住地域別の収入の平均月額では、東京(158千円)を含む関東地方が154千円と全国で最も高く、四国地方が117千円と最も低い。

### 4. 奨学金

- ・何らかの奨学金を受けている者は、私費留学生全体の57.4%(1,374人)。
- ・在籍段階別の奨学金受給率は、高い順に「大学院博士課程(71.8%)」、「大学院修士課程(65.5%)」、「短期大学正規課程(62.2%)」。
- ・各種奨学金の平均月額は、文部科学省の学習奨励費(60千円)、地方自治体の援助金(25千円)、民間団体の奨学金(97千円)、その他の奨学金(65千円)。

## 5. アルバイト

- ・全体の 76.4% (1,830 人) が何らかのアルバイトに従事。
- ・職種は、飲食業が 45.2% (827 人) が最も多く、語学教師が 16.2% (296 人) で続く。
- ・従事時間は、週平均「25 時間以上」が 19.2% (350 人) と最も多く、「20 時間～ 25 時間未満」が 18.4% (336 人) で続く。

## 6. 支出

- ・支出の平均月額は 140 千円。
- ・支出の内訳は学習研究費(平均月額 42 千円)が最も多く、次いで住居費(平均月額 29 千円)、食費(平均月額 26 千円)」の順。

## 7. 宿舎

- ・住居の形態は、民間アパート・マンション等(63.3%、1,513 人)が最も多く、大学・学校の留学生用宿舎(11.1%、265 人)が続く。
- ・1人当たりの専有面積では、10 m<sup>2</sup> (約 6 畳) 未満の者が全体の 68.8% を占める。
- ・それぞれ、個別のキッチン(74.8%)、バス・シャワー(66.9%)、トイレ(73.6%)付きの部屋に居住。
- ・単身、同居別では、単身が 54.6%。
- ・同居人のうち 50.5% は 2 人で生活。同居人の種類では、「配偶者又は家族」(51.4%) が最も多く、「外国人留学生」(36.0%) が続く。
- ・宿舎の保証人がいると回答した者は 72.3% (1,730 人)。また、保証人は、日本の知人(43.7%) が最も多く、大学・学校の指導教員(19.5%) が続く。

## 8. 授業料等の保証人

- ・授業料等の保証人がいると回答した者は 69.8% (1,671 人)。保証人は「日本の知人」と回答した者(37.9%、633 人)が最も多い。

## 9. 健康

- ・国民健康保険に加入している者は全体の 93.2% (2,231 人)。

## 元日本留学生に対する調査等について

元日本留学生に対するアンケート調査結果【抜粋】  
（平成14年12月、（財）日本国際教育協会発表）

### 留学後の日本の印象

項目	回答数	構成比	主な回答理由
よくなった	972	70.9%	治安のよさ、秩序がある 物価が高い、偏見がある、閉鎖的
悪くなった	49	3.6%	
どちらとも言えない	350	25.5%	
全 体	1,371	100.0%	

### 留学中の待遇別留学後の日本の印象（割合）

項目	国費留学生	民間奨学金	自費
よくなった	78.1%	58.5%	57.2%
悪くなった	3.0%	2.1%	7.4%
どちらとも言えない	18.8%	39.4%	35.4%
回答数	558	94	271

### 留学後の日本人の印象

項目	回答数	構成比	主な回答理由
よくなった	874	65.7%	親切である 偏見、差別、本音と建前がある
悪くなった	84	6.3%	
どちらとも言えない	373	28.0%	
全 体	1,331	100.0%	

### 留学中の待遇別留学後の日本人の印象（割合）

項目	国費留学生	民間奨学金	自費
よくなった	71.3%	47.8%	55.7%
悪くなった	7.0%	7.6%	4.6%
どちらとも言えない	21.7%	44.6%	39.7%
回答数	540	92	262



## 日本留学の印象

項目	回答数	構成比
良 かつ た	1,143	84.4%
悪 かつ た	23	1.7%
どちらとも言えない	189	13.9%
全 体	1,355	100.0%

## 留学中の待遇別日本留学の印象（割合）

項目	国費留学生	民間奨学金	自費
良 かつ た	90.0%	77.7%	77.5%
悪 かつ た	0.9%	2.1%	3.0%
どちらとも言えない	9.1%	20.2%	19.6%
回答数	548	94	271

## 日本が留学生を受入れるために努力を期待する内容（複数回答）

項目	回答数	構成比
奨学金の支給対象者の増加	747	53.1%
公的宿舍の増加	674	47.9%
公的な宿舍の増加	476	33.8%
学校の留学生受入れ環境の改善	407	28.9%
奨学金の支給額アップ	404	28.7%
来日前の入学許可の取得	317	22.5%
英語の授業の増加	289	20.5%
入学関係書類の簡素化	258	18.3%
日本語能力を問わない試験への変更	179	12.7%
学位の取得の簡略化	171	12.2%
大学及び教官のレベルアップ	162	11.5%
入学試験の簡素化	145	10.3%
その他	64	4.5%

（回答者数 1407）

## 新たな留学生政策の展開について（答申案）に関する審議経過

### 中央教育審議会大学分科会留学生部会

- 【第 1 回会合】平成 14 年 12 月 25 日（水）  
（1）留学生交流施策の現状等について  
（2）新たな留学生政策の在り方について（審議）
- 【第 2 回会合】平成 15 年 1 月 28 日（火）  
新たな留学生政策の在り方について（自由討議）
- 【第 3 回会合】平成 15 年 2 月 26 日（水）  
新たな留学生政策の在り方について（自由討議）
- 【第 4 回会合】平成 15 年 3 月 24 日（月）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
大学等における教育研究の高度化と国際競争力の強化について  
留学生政策について（外務省）
- 【第 5 回会合】平成 15 年 4 月 11 日（金）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
大学等における教育研究の高度化と国際競争力の強化について
- 【第 6 回会合】平成 15 年 5 月 2 日（金）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
留学生受入れ支援体制の充実について
- 【第 7 回会合】平成 15 年 5 月 26 日（月）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
留学生受け入れ支援体制の充実について  
真に勉学、研究を目的とした質の高い留学生の受入れについて  
留学生の出入国管理の現状と展望について（法務省）
- 【第 8 回会合】平成 15 年 6 月 11 日（水）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
真に勉学、研究を目的とした質の高い留学生の受入れについて  
多様な教育、研究に対するニーズに応じた海外留学の支援について

- 【第 9 回会合】平成 15 年 6 月 30 日（月）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
高校生留学の推進について  
留学生政策の意義（理念）及び数値目標について
- 【第 10 回会合】平成 15 年 7 月 14 日（月）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
新たな留学生政策の展開について（中間報告骨子案）について
- 【第 11 回会合】平成 15 年 7 月 31 日（木）  
新たな留学生政策の在り方について（審議）  
新たな留学生政策の展開について（中間報告案）について
- 【第 12 回会合】平成 15 年 9 月 18 日（木）  
新たな留学生政策の在り方について（審議及び取りまとめ）  
新たな留学生政策の展開について（中間報告案）について
- 【第 13 回会合】平成 15 年 11 月 12 日（水）〔予定〕  
新たな留学生政策の在り方について（審議及び取りまとめ）  
新たな留学生政策の展開について（答申案）について

#### **中央教育審議会大学分科会**

- 【第 25 回会合】平成 15 年 9 月 24 日（木）  
新たな留学生政策の在り方について（審議及び取りまとめ）  
新たな留学生政策の展開について（中間報告案）について

#### **中央教育審議会総会**

- 【第 33 回会合】平成 15 年 10 月 7 日（火）  
新たな留学生政策の在り方について（審議及び取りまとめ）  
新たな留学生政策の展開について（中間報告案）について

## 中央教育審議会大学分科会留学生部会委員・専門委員

委員：平成15年2月1日発令  
専門委員：平成14年12月25日発令

(委員) 3名

部会長 木村 孟 大学評価・学位授与機構長  
内永ゆか子 日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役員  
副部会長 中嶋 嶺雄 アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長，  
北九州市立大学大学院教授

(専門委員) 14名

五百旗頭眞 神戸大学大学院法学研究科教授  
猪木 武徳 国際日本文化研究センター教授  
荻野アンナ 慶應義塾大学文学部教授  
副部会長 小林陽太郎 富士ゼロックス株式会社代表取締役会長  
佐藤 弘毅 目白学園理事長，目白大学・目白大学短期大学部学長  
佐藤 次郎 (財)国際学友会理事長，(財)日本語教育振興協会理事長  
下村 満子 健康事業総合財団[(財)東京顕微鏡院]理事長  
白石 隆 京都大学東南アジア研究センター教授  
鳥飼玖美子 立教大学異文化コミュニケーション研究科教授  
平野 次郎 NHK解説委員，学習院女子大学特別専任教授  
宮崎 幸雄 (財)財列-米山記念奨学会常務理事・事務局長，  
JISSA代表幹事  
宮田 清藏 東京農工大学長  
森泉 豊栄 東京工業大学大学院理工学研究科教授  
森田 嘉一 京都外国語大学理事長・総長

役職は平成15年10月現在

# 案

## 中央教育審議会「新たな留学生政策の展開について（答申）」要旨

### はじめに

今後5年程度を目途に実現すべき施策について取りまとめ  
この間我が国への留学生数は少なくとも3万人程度増加見込み

### 1 留学生交流の意義（理念）

諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成  
国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現  
我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化  
国際社会に対する知的貢献

### 2 留学生交流の現状と課題

受入れ・派遣の両面で留学生数は着実に増加したが、国際的にはまだ十分な水準ではない

#### ・留学生数

受入れ 109,508人(H15)            10,428人(S58)

派遣 76,464人(H12)            18,066人(S58)

#### ・在学者数に占める留学生の比率

受入れ 日本 2.6%    フランス 7.6%

派遣 日本 1.5%    フランス 2.6%

国の政策において、国際貢献という観点から留学生受入れに重点が置かれており、日本人の海外留学への政策的対応は不十分

留学生の急増に大学等の受入れ体制が対応できておらず、留学生の質への懸念が増し、不法就労などの問題も表面化

・平成10年（51,298人）から平成15年（109,508人）で倍増

### 3 新たな留学生政策の基本的方向

留学生の受入れ・派遣の両面で一層の交流の推進

留学生交流の推進は、各大学等がより主体的な役割を果たすことを基本  
日本人の海外留学への支援

留学生の質の確保と受入れ体制の充実

日本学生支援機構設立等による留学生や大学等に対する支援体制の強化

#### 4 具体的な施策の展開

- (1) 大学等における受入れ体制の質的充実と国際競争力の強化  
教育機関としての明確な留学生受入れ・派遣方針の策定と学内体制の確立  
国際的に魅力ある教育研究の実施と留学生に配慮した教育プログラムの拡大  
安易に留学生を入学させることなく、留学目的を確認し、学力を適切に判定  
成績不良者に対する指導の徹底など責任ある在籍管理  
各大学の留学生の受入れ体制等に関する第三者評価の実施
- (2) 多様な教育、研究に対するニーズに応じた海外留学の支援  
海外留学に関する情報提供・相談機能の充実  
世界の最先端の教育研究活動を行っている海外大学等における学位取得も可能な長期留学制度を創設  
貸与制の奨学金の活用による支援  
日本人学生の派遣に対する支援を充実するなど、短期留学を一層推進
- (3) 体系的な留学生受入れ支援体制の充実  
留学生の質の重視
  - ・ 海外の教育機関や留学あっせん機関等に関する情報の収集・提供
  - ・ 関係省庁間の連携・協力体制の強化日本学生支援機構を中核とした留学生支援体制の充実・強化
  - ・ 留学生への奨学金支給、留学生宿舎での国際交流事業、各種研修の実施
  - ・ 海外における日本留学に関する情報提供・相談拠点の充実日本留学試験の内容改善と渡日前入学許可の推進
  - ・ 海外における試験実施の拡充と普及
  - ・ 英語を試験科目とすることなどの検討国費外国人留学生制度の充実
  - ・ 留学生数全体に対し一定割合を確保
  - ・ 大使館推薦・大学推薦・国内採用の割合の見直し
  - ・ 成績不良等の場合の奨学金の打ち切り私費留学生に対する支援制度について、改善・充実
  - ・ 学習奨励費の充実と日本留学試験の一層の活用
  - ・ 授業料減免学校法人援助制度の改善
- (4) 高校生留学の推進  
受入れ・派遣とも交流の人数を拡充  
派遣に関しては、アジアを含めた多様な国への留学を促進  
受入れに関しては、受入れの学校・ホームステイ先を拡充  
教員について海外での生活体験の機会を増大